

## 「しまねイクボスネットワーク」実施要領

### 1 目的

職場における働き方改革に積極的に取り組み、従業員がいきいきと活躍できる職場を実現する「イクボス」の取組を「しまね働く女性きらめき応援会議」を推進母体として進め、県内の企業全体に広めていくことで、魅力ある企業等を増やし、誰もが笑顔で暮らせる島根を実現することを目的とする。

### 2 定義

この要領において「しまねイクボスネットワーク」とは、自らも「イクボス宣言」を行い、「イクボス」の取組を県内全体に広めるという趣旨に賛同する企業の代表者で構成するものとする。

### 3 ネットワーク加入要件

ネットワークに加入できる企業・団体は、島根県内に本社または事業所等を置く企業・団体とし、以下の要件を満たしているものとする。

- (1) 企業・団体の代表者が「イクボス宣言」を行っていること。
- (2) 申込書に記載の内容、イクボス宣言文・取組内容を公表することに同意すること。
- (3) 労働関係法令を遵守していること。

### 4 ネットワーク加入申込

加入しようとする企業・団体は、申込書に必要事項を記入し、関係書類を添えてしまね働く女性きらめき応援会議（事務局：島根県）に提出するものとする。

### 5 ネットワーク加入登録

しまね働く女性きらめき応援会議は、ネットワーク加入申込のあった場合、その内容が加入要件を満たすと認められるときは、「しまねイクボスネットワーク」への加入登録を行うものとする。

### 6 ネットワーク加入の周知

しまね働く女性きらめき応援会議は、県のホームページ等の広報媒体を利用し、県民にネットワーク加入企業・団体の名称や取組を広報するものとする。

ネットワーク加入企業・団体について県による広報を行うことがふさわしくない事由があると認められるときは、ホームページ等における広報を休止する

こととする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年12月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年2月22日から施行する。